

保育士の配置特例の適用について

条例改正について

- 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案が令和2年12月に市議会で可決され、令和3年4月1日から施行されることとなった。
- 今後、第2回分科会において示した運用方針（案）をもとに、保育士の配置特例に関する運用について市の要綱で定め、各事業者あてに通知することを予定している。（通知案は資料 1 - 2 のとおり）

今後の運用方針（案）について（第2回分科会で提示）

- ①本配置特例により保育士に代えて配置される者（以下「特例対象者」という。）に対して、保有する資格や実務経験を問わず、勤務開始から概ね1年以内に埼玉県等が主催する子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））の修了を義務付ける。
※国通知では、「保育施設で保育業務に従事した期間が十分にある者」や「幼稚園教諭及び小学校教諭等」に對して子育て支援員研修の受講を要件として課していない。
- ②本配置特例の実施に先立ち、施設の設置者から市に対して「（仮称）特例実施届出書」の提出を求め。
※本届出書に、特例対象者に対する指導監督体制や保育士の業務負担軽減策等の記載を求めるとを検討している。
- ③新規開設施設については、運営が安定するまでの間（開所後1年間）は本配置特例の実施を認めない。
- ④処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件を含む）のいずれも満たすことを本特例実施の要件とする。
- ⑤特例対象者に対し、保育士資格の取得を促す。（朝夕などの短時間配置者は除く。）
- ⑥その他、国通知に準じて、保育士の処遇改善や業務負担の軽減に配慮すること、保育士1名の枠に対して可能な限り特例対象者を1名を超えて配置することなどを求める。